

審 第 7 2 1 号
答 申 第 3 0 6 号
令 和 5 年 6 月 8 日

千葉県公安委員会委員長 羽田 明 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 石 井 徹 哉

審査請求に対する裁決について（答申）

令和3年4月7日付け公委（〇〇警）発第〇〇号による下記の諮問について、
別紙のとおり答申します。

記

諮問第285号

令和3年1月16日付けで審査請求人から提起された、令和3年1月12日付
け〇〇警発第〇〇号で行った自己情報不開示決定に係る審査請求に対する裁決に
ついて

答 申

1 審議会の結論

千葉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が令和3年1月12日付け〇〇警発第〇〇号で行った自己情報不開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関の決定は妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和2年12月28日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、「〇〇年〇〇月〇〇日に〇〇交番に市道〇〇号線の道路交通法の道路使用許可がなく工事がされていることを通報した書類」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件開示請求に対し、「開示請求に係る個人情報を取得したことが確認できず、開示請求に係る行政文書を保有していない」ことを理由に、本件決定を行った。
- (3) 審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、千葉県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、令和3年1月16日付けで本件決定について審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 諮問実施機関は、本件審査請求を受けて、条例第47条第1項の規定により、令和3年4月7日付け公委（〇〇警）発第〇〇号で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 本件審査請求の趣旨

本件決定を取り消すとの裁決を求める。

(2) 本件審査請求の理由

ア 諮問実施機関は、法律で実施機関へ権限を委任できるとされているものは「平成4年2月28日公安委員会規則第3号 千葉県公安委員会の事務の委任に関する規則」で実施機関等へ権限を委任している。ところが、法律に定めがないのに違法な「昭和36年12月4日公安委員会規

程第4号 千葉県公安委員会の権限に属する事務の処理に関する規程」により千葉県警察本部交通部交通規制課が〇〇年〇〇月〇〇日付け公委（交規）発第〇〇号で道路法第95条の2の意見照会に対し同意の回答をした。（同規程の制定時の決裁書はなく、公安委員会補佐室を指定した規程を違法な規程へ変更したことも考えられる。）

イ 前記アの第〇〇号は、県道〇〇通りの〇〇先の三叉路交差点計画のものであったが、県道の道路管理者でない〇〇市長に対するものであった。このことは、第〇〇号のための〇〇市長の申請書の添付書類の打合せ・協議記録簿から明らかとなった。

ウ 前記イの第〇〇号のための打合せ・協議記録簿によれば、株式会社〇〇への利益供与が明らかである。

（ア）〇〇年〇〇月〇〇日の電話協議で県警交通規制課副主査が〇〇市土木管理課副主査に「意見照会申請は、道路管理者であれば〇〇市長でも良い。」とした。第〇〇号には〇〇市長ではできない県警交通規制課と〇〇警察署の協議が記載されていた。（第〇〇号が違法なことが明らか。）

（イ）〇〇年〇〇月〇〇日の会議（打合せ）記録簿では、県警交通規制課補佐と副主幹、県〇〇土木事務所調整課副主幹、〇〇市土木管理課副主査と株式会社〇〇代理人の打合せで「協議概要書について、計画交通量を記載すること」に対して「近隣の交通情勢調査資料を参考にし、予測交通量を加味して記載します。」とあった。県道〇〇通りには〇〇消防署があり計画三叉路の両側にある市道〇〇通りの交差点とJR〇〇駅西口からの〇〇通りの交差点があり、朝夕の交通渋滞がある。これらの交差点の交通量調査をしたら三叉路交差点は認められなくなる。

エ 株式会社〇〇は〇〇市〇〇に〇〇戸の分譲マンションを建築中（〇〇年〇〇月引渡し）で駐車場整備地区のため、隣の同所〇〇に立体駐車場を整備（同年同月完成予定）のために、都市計画法の開発行為の許可が必要で、立体駐車場のマンション住人の自動車の出入口の前記イの三叉路交差点が必要になる。立体駐車場を同時に併用できるように建築工事を開始するためには前記イの道路法第95条の2の同意書類（第〇〇号）を都市計画法の開発行為の許可申請書に添付が必要だった。そのため、株式会社〇〇への利益供与のため前記ウ（イ）がされた。

オ そもそもが、〇〇市長が、〇〇、同〇〇、同〇〇の市有地を売却するのにプロポーザル方式の随意契約で最高得点の取れる事業計画をした株式会社〇〇に〇〇年〇〇月に売却したのが、株式会社〇〇が同年〇〇月に計画変更する前提で事業計画を提案したにもかかわらず、売買契約書

の不正な手段で契約したのに契約解除せず（不正な手段で契約の場合、〇〇市は一方的に契約解除できる契約だった。）、都市計画法の開発基準に違反する開発行為（関係のない市道第〇〇号線等を開発区域に編入させることも含む。）を株式会社〇〇に利益供与したため県警職員や県〇〇土木事務所職員まで違法行為に加担させ、株式会社〇〇への利益供与をさせていた。

カ 本件決定の通知書を実施機関は審査請求人へ郵送せず、審査請求人が県警情報公開センターへ本件決定の決裁書の自己情報開示請求を〇〇年〇〇月〇〇日にしたところ、郵送を忘れたとし、審査請求人へ同センター窓口で手渡した。郵送してきたのは、同じ〇〇日付けの行政文書開示請求の結果他の書類があったので故意であるのは明らかである。

キ 県警では、千葉県知事への手紙（〇〇年〇〇月、同年〇〇月、同月、〇〇年〇〇月）で4回審査請求人が違法行為の是正を求め、同知事から県警に回答を求めても回答していない。

ク 審査請求人は、〇〇年〇〇月〇〇日に、市道第〇〇号線の工事が道路交通法の道路使用の許可なしでなされていることを〇〇交番の警察官2名に通報し、現地で違法工事が行われたことを確認してもらったにもかかわらず、なかったことにされたのが本件決定である。

ケ クの道路交通法の道路使用の許可の決裁書を行政文書開示請求したところ、〇〇警察署は故意に、市道第〇〇号線の板囲いに、都市計画法の開発行為の許可の標識に「工事施行者 〇〇市〇〇（株）〇〇 TEL〇〇」と公表されているのに、許可申請があったか否か（あった場合は許可番号）を電話で確認できるのに、〇〇警察署は「許可申請は千件以上あり探すのに時間がかかる」と期間延長し違法行為を放置し、株式会社〇〇へ利益供与していた。

コ 株式会社〇〇は、〇〇市長が違法行為に加担してくれ、〇〇警察署も加担し、県〇〇土木事務所も加担してくれるからと違法行為はやりたい放題であり、本件決定は許されない。

4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求は、これを棄却するとの裁決を求める。

(2) 処分の内容

実施機関は、審査請求人に対して、本件決定を行った。

(3) 処分の理由

本件開示請求に係る個人情報を取得したことが確認できず、本件開示請

求に係る行政文書を保有していないため。

(4) 弁明の内容

ア 対象文書の特定について

審査請求人は、本件開示請求において、「〇〇年〇〇月〇〇日に〇〇交番に市道〇〇号線の道路交通法の道路使用許可がなく工事がされていることを通報した書類」の開示を求めていたことから、実施機関は、交番で通報を受理した際に作成する加入通報・来訪届出受理票（以下「受理票」という。）を対象文書と特定した。

イ 受理票の性質

受理票は、事件・事故等の当事者又は目撃者等の関係者が、警察にその対応を求めるため、警察署、交番等へ直接通報又は届出をした際に、通報内容に基づいて現場に警察官を臨場させ、初動対応させることを目的としているが、通報を受理した者等がその必要性に応じて作成するものであり、警察に通報がなされ対応した全ての事案に対して作成されるものではない。

ウ 対象文書の検索

実施機関は、前記アのとおり対象文書を特定後、審査請求人からの主張に基づき、〇〇年〇〇月〇〇日以降に作成された受理票の検索を実施した。

(ア) 受理票の保管簿冊である「110番受理処理（結果表）関係」を確認したところ、本件開示請求に係る文書は編綴されておらず、本件開示請求に係る個人情報を取得した事実は確認できなかった。

(イ) 千葉県〇〇警察署〇〇交番勤務員に対し、本件開示請求に係る通報の事実及び受理票の有無を確認したところ、同通報事実は確認されたが、同受理票は作成していないことが判明した。

(ウ) 以上のことから、本件開示請求に係る対象文書については、不保有であることが判明した。

エ 決定の妥当性

審査請求人は、審査請求の趣旨において、本件決定を取り消すとの裁決を求めているが、前記ウのとおり、実施機関の調査により、本件開示請求に係る対象文書については不保有であることから、本件決定に誤りは認められない。

(5) 結論

以上のことから、本件決定は、適法かつ妥当であると考えらる。

5 審議会の判断

(1) 本件審査請求の趣旨について

- ア 実施機関は、本件開示請求に対し、本件決定を行ったと認められる。
- イ 審査請求人は、前記3（1）のとおり、本件決定の取消しを求めており、これは、本件開示請求に係り実施機関が保有する個人情報が存在するとの主張であると考えられるので、以下、検討する。

（2）個人情報の特定の妥当性について

ア 受理票について

- （ア）実施機関は、前記4（4）のとおり、本件開示請求に係る個人情報が記載された文書を「〇〇年〇〇月〇〇日に〇〇交番に市道〇〇号線の道路交通法の道路使用許可がなく工事がされていることを通報した」こと（以下「本件通報」という。）に係る受理票とした上で、本件通報に係る受理票は作成されていないとして、個人情報を特定しなかった。

そこで、本件通報に係る受理票が作成されていないことについて、以下、検討する。

- （イ）前記4（4）イのとおり、受理票は、事件・事故等の当事者又は目撃者等の関係者が、警察にその対応を求めため、警察署、交番等へ直接通報又は届出をした際に作成されるものである。

また、実施機関に確認したところ、受理票を作成する目的は、通報内容に基づいて現場に警察官を臨場させ、初動対応させることにあるが、警察に通報がなされ対応した全ての事案に対して作成されるものではなく、届出を受けた職員と届出事案に対応する人が異なる場合や当該事案に関して組織的対応が必要となる場合等に、通報を受理した者等がその必要性に応じて作成するとのことである。

- （ウ）実施機関によると、本件通報に係る受理票を作成していないのは、本件通報は110番通報ではなく、交番で受け付けたものであり、対応者も交番勤務員だったため引き継ぎを目的とする記録化の必要性はなく、また、本件通報当時に、審査請求人に対して本件通報への対応の結果を説明しており、以後に組織対応を要する案件でもないと判断されたためとのことであった。

- （エ）以上の説明を踏まえると、審議会としては、本件通報に係る受理票が作成されていないことに特段に不自然、不合理な点は認められない。

イ 受理票以外の行政文書について

- （ア）実施機関は、受理票以外の行政文書を特定していないところ、審議会としては、本件開示請求の対象となり得る個人情報が記載された行政文書として、本件通報への対応を記録した交番勤務員の活動日誌が想定されるため、当該活動日誌が特定されていないことについて、以下、検討する。

(イ) 実施機関によると、交番勤務員の活動日誌は、業務内容を上長に報告するために作成されるものであり、個人情報が必要以上に記載するものではない。また、当該活動日誌に対して開示請求がなされた場合、なりすまし防止の観点から、氏名や固有番号等により客観的に個人を特定できない限りは、対象文書としていない。

本件開示請求においては、本件通報に関すると思われる対応を記録した活動日誌は作成されていたが、その中に通報者の氏名や受理番号等の記載がないことから、本件通報に関する記録であることが判断できず、審査請求人の個人情報が記録されているとはいえないため、本件開示請求の対象としなかったとのことであった。

(ウ) 以上の説明を踏まえると、審議会としては、実施機関が、当該活動日誌に通報者の氏名や受理番号等の記載がないことから、当該活動日誌を特定していないことに特段に不自然、不合理な点は認められない。

ウ 文書の再探索について

審議会が事務局職員を通じてあらためて実施機関に文書の探索を行わせたところ、受理票及び受理票以外の行政文書も含めて、本件開示請求に係る個人情報を保有していないことが確認された。

エ 以上のことを踏まえると、審議会としては、実施機関が、本件開示請求の対象となる個人情報を特定していないことに特段に不自然、不合理な点は認められず、その他、本件開示請求の対象となる個人情報が存在するような特段の事情も認められない。

(3) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和3年4月9日	諮問書（弁明書の写しを含む）の受理
令和5年4月24日	審議（令和5年度第1回第2部会）
令和5年5月29日	審議（令和5年度第2回第2部会）

千葉県個人情報保護審議会第2部会